

重要事項説明書（介護老人保健施設サービス）

医療法人宝山会 介護老人保健施設 「佐保の里」

当事業者が、ご利用者に対し、介護老人保健施設サービスを提供するにあたり、介護保険法及び奈良市条例に基づいて説明すべき事項は次のとおりです。

1. 施設経営法人

法人名 医療法人 宝山会
法人所在地 大阪府岸和田市土生町五丁目11番16
代表者氏名 理事長 小南 香恵子
電話番号 0724-26-7333

2 ご利用施設の概要

名 称 医療法人宝山会 介護老人保健施設 「佐保の里」
施設所在地 奈良市八条五丁目437番地の8
事業者番号 2950180014
施設管理者 伊藤 善志通
電話番号 0742-30-6662 FAX 0742-30-6661
建物の概要 (施設全体)病院併設
敷地面積 8250㎡
建物構造 鉄骨 5階建て 4F、5Fが老健
延床面積 4678㎡
利用定員 介護老人保健施設（短期入所含む）80 名
療養室の種類 個室（3室） 2人部屋（4室） 3人部屋 （23室）
主な設備 機能訓練室、食堂 4F、5F各階
一般浴室 介助浴室 4F 1F 談話室5F

ホームページ <https://houzankai-nara.jp>

3. 施設の理念と運営方針

- 1) 介護サービス計画に基づき、利用者の皆様が、その有する能力に応じ、自立した日常生活ができるよう、必要な医療、看護、介護、機能訓練、その他のサービスを提供し 早期の家庭復帰を目指します。
- 2) ご利用者の人格を尊重し、常にご利用者の立場に立って、心優しい気配りと、信頼されるサービスを提供します。
- 3) 明るく家庭的な雰囲気有し、地域や家庭との結びつきを重視した運営に努めます。

4. 職員配置の状況

医師(1名) 医療を及び健康管理上の指導を行う。
看護師(8名以上) 日常生活全般に渡る看護業務を行う
介護職員(19名以上) 日常生活上の介護、世話を行う。
支援相談員(1名以上) 日常生活上の支援を行う

理学療法士・作業療法士(1名以上)

機能訓練により自立した日常生活ができるように指導する

管理栄養士(1名)

食事の献立作業、栄養指導、栄養管理を行う。

介護支援専門員(1名以上)

施設サービス計画の作成等を行う。

薬剤師 (1名)

医師の処方箋に基づき、薬剤を処方する。

調理員 (5名)

管理栄養士の指導により給食業務を行う。

事務職員(1名)

施設業務の円滑な遂行に必要な事務を行う。

5、介護サービスの概要と利用料金

ア) 食事の提供及び栄養管理	食事時間	朝食	午前 7時30分
		昼食	午後 0時
		おやつ	午後 3 時
		夕食	午後 6 時

食事場所はできるだけ離床して食堂でお食べ下さい。献立表は食堂に掲示し、栄養計算をしております。
食べられない物やアレルギーがある方、糖尿病等、治療食を必要とされる方 は、事前にご相談下さい。

イ) 介護サービス

排泄の介助 ご利用者の状況に応じて、トイレ(またはポータブルトイレ)への誘導、
介助、及び状況に応じたおむつ交換。

離床のための移動、見守り、車椅子介助。

清潔の保持 入浴は週2回以上。清拭はご利用者の状況に応じて行います。

昼、夜の着替え、入浴時の着替えのお手伝いをします。

シーツは週1回交換します。

口腔ケア

食事の後の口腔ケア。歯科医・歯科衛生士による口腔管理。

ウ) 機能訓練 心身の諸機能の維持、回復、日常生活の自立を助けるための
リハビリを行います。

エ) 健康管理 医師による定期的診察。及び必要に応じた診察、看護を行います。

オ) 介護相談 ケアプランの作成や在宅移行、役所手続きなどの助言、援助。

カ) レクリエーション、行事等の実施。

キ) 利用料金について

(1)基本料金については別添料金表を参照願います。

① 介護給付費の一部負担(各利用者の負担割合に応じた額)

② 食費

③ 居住費

④ 加算料金

※介護保険負担割合証:要介護認定を受けている方を対象に交付されます。

※介護保険負担限度額書:ご本人の収入や預貯金(配偶者含む)に応じて、食費、居住費の上限が異なります。交付を受けるには市役所(介護福祉課)での手続きが必要です。

※高額介護サービス費:自己負担額を合計した額が、一定の上限を超えた場合、申請により超えた額が払い戻されます。ご本人の収入に応じて段階が設定されています。支給の可能性のある方には市役所から「おしらせ」と支給申請書が送られます。

(2)その他の費用(希望者又は必要に応じて発生します)(別添料金表参照)

- ① 教養娯楽費
- ② 理美容代
- ③ 洗濯代(基本業者洗濯をお願いしています)
- ④ おやつ代
- ⑤ 各種予防接種代
- ⑥ 病衣リース
- ⑦ 文書料(診断書や情報提供書等、医師が作成する書類に係る費用です)

◎ お支払いは原則、金融機関からの自動引き落としの手続きをお願いします。

(毎月 28 日にご指定の口座からお引き落としさせていただきます)

又は下記指定口座へのお振り込みをお願いします。

南都銀行 郡山支店 普通 2317543

医療法人 宝山会(イリョウハウジンハウザンカイ)

6、当施設は、利用者の介護保険施設サービスの提供に関する記録を作成し、その記録をサービス提供の日から 5 年間保管します。

2.当施設は、利用者が前項の記録の閲覧、謄与を求めた場合には、必要な実費を徴収のうえ、原則としてこれに応じます。但し、家族・身元引受人に対しては、利用者の承諾その他必要と認められる場合に限り、必要な実費を徴収のうえ、これに応じます。

3.当施設は、身元引受人が第 1 項の記録の閲覧、謄与を求めたときは、閲覧、謄与を必要とする事情を確認して当施設が必要と認める場合に限り、必要な実費を徴収のうえ、これに応じます。但し、利用者が身元引受人に対する閲覧、謄与に反対する意思を表示した場合に応じないことができます。

4.前項は、当施設が身元引受人に対して連帯保証債務の履行を請求するために必要な場合は適用されません。

7、サービス内容に関する要望及び苦情等相談窓口 TEL0742-30-6662

当施設のサービスについて、ご不明の点や疑問、苦情がございましたら 4 階受付、支援相談員、4階5階サービスステーションのケアマネージャー、看護師長にご相談下さい。郵送および投書箱での受付もいたしております。責任を持って調査、改善、報告、させていただきます。

8、提供する第三者評価の実施状況

実施の有無	有 ・ 無
実施した直近の年月日	
実施した評価機関の名称	
評価結果の開示状況	有 ・ 無

9、行政窓口等関係機関

奈良県国民健康保険団体連合会の窓口 0120-21-6899 平日 9:00~17:00

奈良市の相談窓口 0742-34-5422 介護福祉課 平日 8:30~17:15

10、非常災害時の対策

防災設備 スプリンクラー、自動火災報知器 誘導灯 避難滑り台、防火扉、屋内消火栓、
非常通報装置 漏電感知装置 非常通報装置 非常灯 消火器
防災カーテンの設置

災害時の対応 年2回の避難訓練を実施し、別途定める当施設消防計画にのっとり対応します。

11、事故発生時の対応

利用者に対する介護サービス提供にあたって、事故が発生した場合は利用者の家族に
連絡を行うとともに、事故発生時対応マニュアルにもとづき、必要な処置を講じます。事故が起きた場合は、
当施設は誠意をもって対応し、利用者の損害を速やかに賠償します。

但し、当施設に、故意、過失がない場合、又利用者に重大な過失がある場合はこの限りではありません。

12、損害賠償について

- ・当事業所において、事業者の責任によりご契約者に生じた損害については、事業者は速やかにその損害を補償いたします。守秘義務に反した場合も同様とします。
- ・ただし、その損害の発生について、利用者に故意または過失が認められる場合には、利用者の置かれた心身の状況を勘案して相当と認められる場合には、事業者は損害賠償責任を減じる場合があります。

13、協力医療機関等

入所者の病状の急変に備えるため、協力医療機関を奈良小南病院(併設)とし、
また、協力歯科医療機関をなら三条歯科クリニック(奈良市大宮町)とする。

14、施設を退所して頂く場合(契約の終了について)

- ①要介護認定により、契約者の心身の状態が自立又は、要支援と判定された場合
- ②ご契約者から退所の申し出があった場合
- ③施設から退所の申し出を行った場合

(1) ご契約者からの退所の申し出

- ①ご契約者は当施設に対し、退所の意思表示をすることにより、本契約に基づく入所利用を解除・終了することができます。
- ② 介護保険給付対象外サービスの利用料金の変更に同意できない場合
 - (ア) 施設運営の変更に同意できない場合
 - (イ) 事業者もしくはサービス従事者が政党な理由なく本契約に定める施設サービスを実施しない場合
 - (ウ) 事業者もしくはサービス従事者が故意または過失によりご契約者の身体・財物・信用等を傷つけ、又は著しい不信行為、その他本契約を継続しがたい重大な事情が認められる場合
 - (エ) 事業者もしくはサービス従事者が守秘義務に違反した場合
 - (オ) 他の利用者がご契約者の身体・財物・信用等を傷つけた場合もしくは傷つける恐れがある場合において、事業者が適切な処置をとらない場合

③ 事業者からの申し出

- (ア) 当施設において定期的に実施される入所判定会議において、退所して居宅において生活ができると判断された場合
- ② ご契約者の病状、心身状態等が著しく悪化し、当施設での適切な保険施設サービスの提供を超えると判断された場合
- ③ ご契約者のサービス利用料金の支払いが正当な理由なく 2 ヶ月以上遅延し、料金を支払うよう催告したにもかかわらず 30 日間以内に支払われない場合
- ④ ご契約者が故意又は重大な過失により事業者またはサービス従業者もしくは他の利用者等の生命・身体・財物・信用等を傷つけ、又は著しい不信任行為を行うことなどによって本契約を継続しがたい重大な事情をしょうじさせた場合

15、緊急時の対応

入所中に利用者の病状、状態に急変が生じた場合、又その他必要な場合には、速やかに利用者の家族、主治医、居宅の担当ケアマネージャー等、関係機関に連絡を取り必要な処置を講じます。

16、守秘義務及び個人情報の第三者提供

① 守秘義務

事業者及びサービス従業者は、業務上知り得たご入所者及びご家族の情報を第三者に漏洩することはありません。この守秘義務は本契約が終了した後も継続します。

② 個人情報の第三者提供

ご入所者の生命、身体及び財産の保護に必要な場合、ご入所者の健康等に関する個人情報を関係行政機関、医療機関または介護施設に提供します。

ご入所者は事業者がこれら第三者へ情報提供することをご同意願います。

17、当施設ご利用の際にご留意していただく事項

来訪 面会： 原則10時から19時 18時以降扉が施錠されますので、北側通用 口より出入り下さい。

サービスステーション前の面会簿に御記入下さい。

感染症またはその疑いのある方、飲酒している方の面会はお断りします。

飲食物の持ち込みは、面会時に食べきる事ができる量とし余ったものは持ち帰るようにしてください。

外出 外泊： 行き先、帰宅時間を外出外泊簿に記入し許可を受けて下さい。

喫煙 飲酒： いずれも施設内では全面禁止となっております

迷惑行為等： 騒音等他のご利用者の迷惑になる行為はご遠慮願います。

やみくもに他のご利用者の居室等に立ち入らないようにして下さい

所持品の管理： 現金、貴重品は日常必要な物以外、持ち込まないようお願いします

やむを得ない場合は、佐保の里事務室にお預け下さい。

施設内での盗難や紛失については当施設では責任は負いかねます。

宗教活動・選挙活動： 施設内での他のご利用者様に対する執拗な宗教活動、及び政治活動はご遠慮下さい。

18、虐待防止について

当施設は、利用者等の人権の擁護・虐待の防止等のために、次に掲げるとおり必要な措置を講じます。

- ① 研修を通じて、従業者の人権意識の向上や知識・技術の向上に努めます。
- ② よりきめ細かいケアプランの作成など適切な介護サービスの提供に努めます。
- ③ 従業者が介護にあたっての悩みや苦労を相談できる体制を整えるほか、従業者が利用者等の権利擁護に取り組める環境の整備に努めます。

19、身体的拘束廃止について

- ・利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き身体拘束、制限は行いません。
 - ・身体拘束は利用者の生活の自由を制限することであり、利用者の尊厳ある生活を阻むものです。
- 当施設は利用者の尊厳と主体性を尊重し、拘束を安易に正当化することなく職員一人一人が身体的・精神的被害を理解し身体拘束をしないケアの実施に努めます。

20、業務継続計画の策定について

当施設は、感染症や非常災害の発生時において、サービスの提供を継続的に実施するため、非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画を策定し、必要な措置を講じます

21、衛生管理について当施設は、感染症が発生し又はまん延しないように、感染症及び食中毒の防止マニュアルを作成し、その防止のための体制を整備します。

22、褥瘡対策等

当施設は、ご利用者に対し良質なサービス提供する取り組みのひとつとして、褥瘡が発生しないよう適切な介護に努めるとともに、褥瘡対策指針を定め、その発生を防止するための体制を整備しております。

私は、本書面にもとづいて、上記重要事項の説明を受けたことを確認します。

令和 年 月 日

利用者 住 所

氏 名 印

署名代行者 住 所

氏 名 印

医療法人宝山会 介護老人保健施設「佐保の里」
理事長 小南 香恵子

説明担当者 梅崎 育代

別紙 1

○ 介護サービス費

要介護度に応じて決められたサービス費の100分の10もしくは100分の20、100分の30に相当する額。

利用者様の所得段階等によって月額上限15000円、24600円、44400円、93000円、140100円になる場合があります。

(介護保険負担割合が2割、3割負担の方は介護サービス費負担額が2倍、3倍になります)

○食費 1850円/日 (朝食350円/食 昼食750円/食 夕食750円/食)

所得段階① 300円 ② 390円 ③の①650円 ③の② 1360円 ④1850円

○住居費 多床室 437円/日

所得段階 ① 0円/日 ②430円 ③の①430円 ③の②430円 ④ 437円/日

従来個室 1728円/日

所得段階 ① 550円 ②550円 ③の① 1370円 ③の②1370円 ④1728円/日

○その他の費用 (希望者または必要に応じて)

日用品費 1日 150円(ティッシュ・大判タオルリース代等)

教養娯楽費 1日 100円

おやつ代 1日 150円

行事食 1回 300円(お正月 700円)

個室料 1日 2000円

理容代 1000円～1500円 顔剃り 500円

衣料リース 1回140円

洗濯代1回 660円

上記以外に行事等また個人的に購入されたいもの(クリーニング代等)につきましては実費を頂くことがあります。